

厚生労働大臣が定める基準と「歯学生共用試験要綱」の対応関係

厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示）	歯学生共用試験要綱（公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構提出）における関係の記述
<p>一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）において歯学を専攻する学生（以下「歯学生」という。）を対象として、各大学において、<u>毎年度、本試験（各大学等において各年度内に初めて行われるものをいう。以下同じ。）及び本試験を受けることができなかった者又は本試験に合格しなかった者を対象とした試験が、それぞれ少なくとも1回行われるものであること。</u></p>	<p>（p 2）「法に基づく共用試験実施機関として、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）が、機構が定める実施方法に従って、全ての大学（学校教育法（昭和22 年法律第26 号）第一項に規定する大学であって歯学部を置くもの）において毎年実施する。」 （p 4） 「本試験 ・各大学において、各年度内に初めて行われる試験。」 「追試験 ・何らかの事由により、本試験を受験できなかった場合に行われる試験。」 「再試験 ・本試験において到達基準に達しなかった場合に行われる試験。」</p>
<p>二 共用試験は、学科試験及び実技試験によって行い、<u>実技試験は次のいずれにも該当するものであること。</u> イ <u>全ての受験者が同一の科目を受験することとされていること。</u> ロ <u>試験の科目及びその数が適切であること。</u></p>	<p>（p 3）「OSCE（実技試験） 課題の領域には、基本的診察法（医療面接、歯科治療に必要な診察と検査）および基本的臨床技能（共通事項、歯と歯周組織の疾患の治療、歯質と歯の欠損の治療、小手術・口腔粘膜疾患の治療）がある。課題は機構によって作成され、各大学に提供される。」</p>
<p>ハ <u>受験者を評価する者の評価能力の向上及び評価の質の保証のための取組が実施されていること。</u></p>	<p>（p 3）「試験の公正公平な実施のため、機構派遣監督者、評価者及び医療面接模擬患者は機構の認定制度によって認定された者が担当する。」 （p 7）「認定評価者（OSCE） 課題領域ごとに、<u>機構が認定した認定評価者を外部評価者として試験が実施される大学に派遣する。</u>認定評価者の認定にあたっては、認定評価者養成指針（ガイドライン）に基づいた講習会終了時に修了試験を実施し、合格した者を認定する。また、制度や運用の変更に対応しつつ、求められる能力を維持するため、認定期間は5年間とする」</p>
<p>ニ <u>実技試験で行う医療面接（特定の個人の病歴その他の当該個人の心身の状態に関する情報を得るために行う面接をいう。以下同じ。）の模擬患者（医療面接において患者を演ずる者をいう。）の対応能力の向上及び対応の質の保証のための取組が実施されていること。</u></p>	<p>（p 3）「試験の公正公平な実施のため、機構派遣監督者、評価者及び医療面接模擬患者は機構の認定制度によって認定された者が担当する。」 （p 7）「医療面接模擬患者（OSCE） 医療面接領域の試験実施にあたっては、<u>認定標準模擬患者が模擬患者を担当する。</u>模擬患者の認定にあたっては、認定標準模擬患者養成指針（ガイドライン）に基づいた評価を行い、合格した者を認定する。認定を受ける標準模擬患者は、標準模擬患者養成担当者（標準模擬患者養成大学担当者）が在籍する団体で、養成指針に沿った養成を受けた者とする。また、制度や運用の変更に対応しつつ、求められる能力を維持するため、認定期間は5年間とする」</p>
<p>三 共用試験の合格基準が、<u>各大学等その他の関係者の意見を聴いて定められ、かつ、臨床実習に参加する歯学生等の知識及び技能を評価するために適切なものであること。</u></p>	<p>（p 5）「臨床実習に参加する歯学生の知識、技能及び態度を保証するとともに、受験者間の公平性を確保する観点から、全大学の受験者に共通して適用される<u>統一到達基準を設定する。</u>この統一到達基準は、CBT においては統一された基準値を示し、OSCE においては統一された考え方に基づいて設定された基準を示すものであり、大学その他の関係者の意見を聴いて設定する。具体的には、学長・歯学部長、共用試験歯学系 OSCEの実施責任者等の試験関係者の意見を説明会・意見交換で聴取しつつ、CBTの到達基準、OSCEの課題到達基準を各大学から選出された教員とともに設定する。CBT 及びOSCE の両方が到達基準に到達したことをもって、共用試験の合格とする。」 「1. CBT の到達基準 項目反応理論（Item Response Theory. 以下、「IRT」という）に基づく標準スコアを用いて、臨床実習に必要な知識が十分に備わっていると判断される到達基準をBookmark法により定める。」 「2. OSCE の到達基準 臨床実習に必要な技能および態度が備わっていると判断される到達基準を各課題の評価項目毎に修正Angoff法により定める。基準設定を行う判断者は全国の大学教員およびCAT0の関連委員会から募集する。OSCE全体で到達基準に達したかどうかは、4つの能力（コミュニケーション、医療安全、感染対策、基本的診察・検査・臨床技能）を単独または相補的に判断し、この基準の設定方法は大学その他の関係者の意見を聴いて定める。」</p>

<p>四 合否の判定に対して、受験者が、異議の申立てをすることができる体制が整備されていること。</p>	<p>(p 6)「異議申立てについて 受験者は、共用試験の結果に対して、試験の透明性及び公平性の向上を図る観点から所定の手続きに則り、異議申立てをすることができる。CBT、OSCEとも、受験者は、試験結果に対して異議がある場合は、試験結果を受け取った後、2週間以内に大学を通して機構へ申請する。大学は、異議申立てに該当するか否かを検討する。OSCEの場合は、録音・録画データも参考に検証する。大学が異議申立てに該当すると判断した場合は、異議申立書(申請)を機構へ提出する。大学が異議申立てに該当しないと判断した場合は、異議申立書(報告)を機構へ提出する。機構は、異議申立書(申請)に基づき、異議対応委員会で審議を行い、受領後2週間以内に判定結果を当該大学に伝える。さらに、大学は、申立てを行った受験者に判定結果を通知する。」</p>
<p>五 共用試験に合格した者に対し、合格証書を交付することとされていること。</p>	<p>(p 5)「共用試験合格証及び認定証 CBTとOSCEのそれぞれについて、各受験者の試験結果を大学に通知するとともに、到達基準に達したか否かを、機構が管理する受験者名簿(共用試験データベース)に登録する。この受験者名簿を基に、共用試験に合格したことを明示する共用試験合格証を発行し、所属大学を通じて合格者に送付する。共用試験合格証の有効期限は設けない。紛失等の場合は再発行を行う。 機構は、臨床実習中に歯学生が着用する、臨床実習中の歯学生であることを示す認定証を発行する」</p>
<p>六 障害、疾病その他の事由により受験上の配慮を要する受験者については、当該事由に応じた適切な配慮を行うこととされていること。</p>	<p>(p 9)「障害、疾病その他の事由を理由として受験上の配慮を希望する受験者への対応 将来、歯科医師として社会で活躍できる人材を養成する観点から、障害、疾病その他の事情を理由として受験上の配慮を希望する受験者に対して、合理的な配慮を行う(以下、合理的配慮という)」 (p 9)「共用試験受験に際して、受験者が受験上の合理的配慮を希望する場合、機構は、当該受験者が所属する大学と協議して、公正公平な試験の実施を前提とした個別の支援方法を検討し、当該受験者の状態を適切に評価することによって、診療参加型臨床実習に円滑に進むことができるよう支援する。」</p>
<p>七 共用試験に関し不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができることとされていること</p>	<p>(p 8)「逸脱事案に対する対応 不正行為とは、逸脱事案のなかでも、受験者が自ら又は複数の受験者が不正に試験を有利に進めようとする行為や、それらの行為に試験関係者や第三者等が加担する(容認を含む)といった意図を持って試験の公平性、公正性を妨害する行為である。また、故意に課題漏洩を行う行為も含まれる。この行為の責任は関わった全ての当事者にある。 受験者の不正行為や重大な逸脱事案が認められた場合、受験を停止させ、又はその試験を無効とし、当該学生は少なくともその年度の全ての共用試験を受験することができない。なお、不正行為に加担した歯学生については、共用試験の受験資格を取り消すことがある。受験者、試験関係者及び大学は、不正行為を含む逸脱事案に関する機構の判断に対して異議申立てを行うことができる。」</p>
<p>八 共用試験を受験しようとする者が共用試験省令第2条第1項に規定する共用試験実施機関に納める受験手数料が適切に定められていること。</p>	<p>(p 4)「共用試験(CBT・OSCE)の受験1回につき38,000円を徴収する。追試験については徴収しない」</p>